

件名	愛媛県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）
<p>【改正の概要】</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）が施行されることに伴い、及び政務活動費の使途の透明性の一層の確保を図るため、この条例の一部を改正しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・題名及び名称を「政務調査費」から「政務活動費」に改める。 ・交付の対象である「調査研究」に「その他の活動」を加え、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定める。 ・収支報告書に添付する領収書の写しを、これまでの1万円以上から全ての領収書の写し添付に改める。 	
施行日	地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日 （ただし、この条例の施行の目前に改正前の愛媛県政務調査費の交付に関する条例第6条第2項の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による）
<p>【その他参考事項】</p>	